

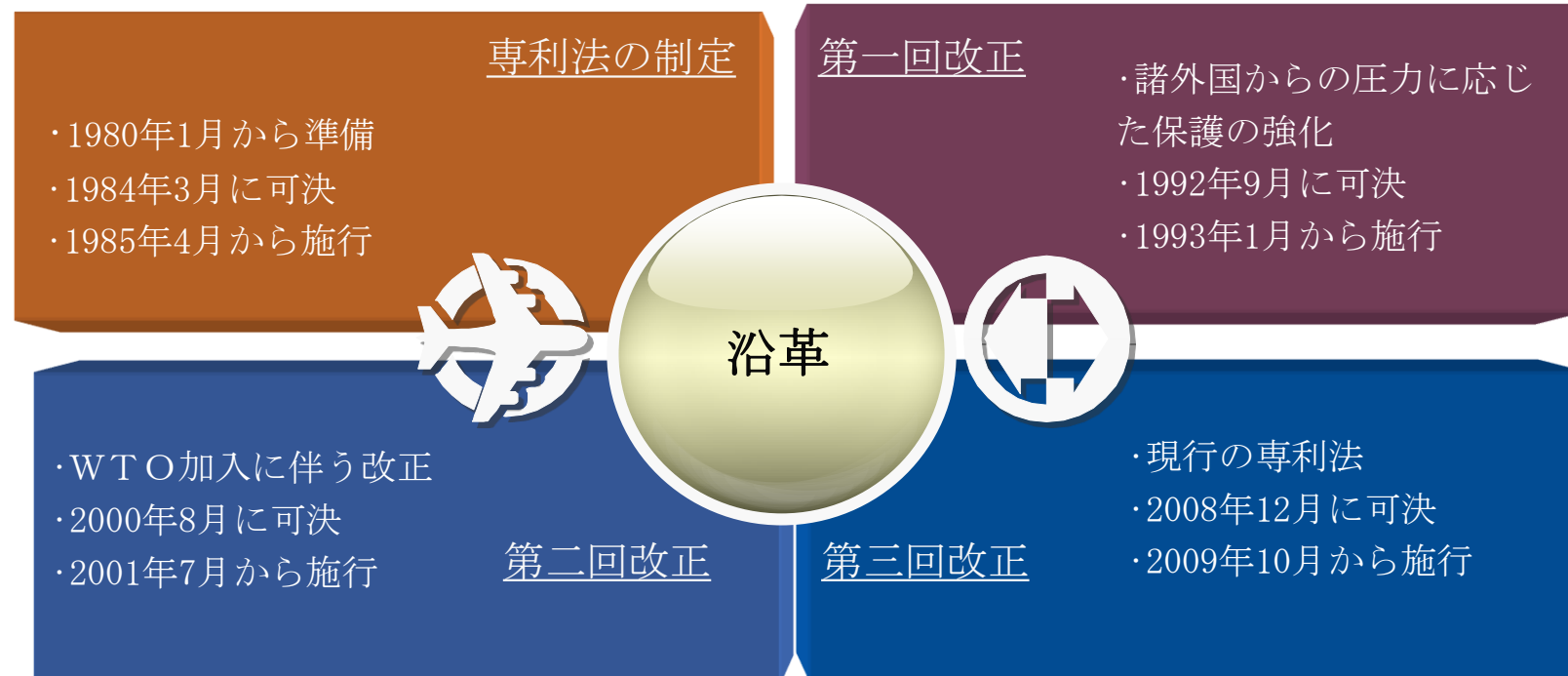
専利法第4次改正法の変更点と課題 ～本当に知りたいポイントとアドバイス～

中国弁護士・弁理士資格・日本付記弁理士
NGB顧問 張 華威

知の空は、もっと高い。

NGB

中国専利法の沿革



第4次改正は2020年10月17日に可決し、**2021年6月1日より施行**

損害賠償額の引き上げ（第71条関係）



現行法と同様、損害賠償額は①専利権者の損失、②侵害者の利益、③ライセンス料の倍数により合理的に算出することができるとしている。

ただし、**故意に**専利権を侵害し、状況が深刻である場合は、上記方法により確定した金額の**1～5倍の懲罰的損害賠償**を認定することができるとしている。

上記のいずれの方法によっても確定することが困難なときは、現行法では専利権の種類、侵害行為の性質及び状況等を勘案し、裁判所が裁量により**1万～100万円**の賠償額を認定できることになっているが、改正法では裁量の範囲を**3万～500万円**に引き上げた。

文書提出命令（第71条関係）

侵害者の利益により損害賠償を算出するとき、侵害品の販売件数、価格、利益率等が記載されている帳簿・資料等は被告によって把握されているため、原告による証拠の入手が困難。



権利者が既に立証に力を尽くしたにもかかわらず、専利権侵害行為に係る帳簿、資料が主に侵害者により把握されているときは、裁判所は書類提出命令を発令できる。
これに対し、侵害者が帳簿、資料を提供せず又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合は、裁判所は権利者の主張及び提供した証拠を参照して賠償金額を判断できる。

行政執行力の強化（第68～69条関係）

現行法では、行政機関による強制調査権は専利詐称行為に限定されている。



専利侵害行為についても一部の強制調査権を付与：

- ✓ 関連当事者に対する尋問及び違法被疑行為に関連する事情の取り調べ
- ✓ 当事者が違法被疑行為を行った現場の検査
- ✓ 違法被疑行為に関する製品の検査

専利詐称行為の行政罰を強化：

過料を不法所得の最大「5倍」に引き上げ。

不法所得がない場合ないし5万元以下の場合の過料は最大「25万元」に引き上げ。

部分意匠(第2条関係)

意匠を「製品の**全体または部分**の形状、模様又はその組み合わせ・・・」と定義



GUIも部分意匠として出願できるようになるが、物品性は依然として必要。

疑問点：

- 部分意匠を優先権の基礎として全体意匠を出願できなくなる？
- 全体意匠と部分意匠の変更、または部分同士の変更は許されるか？
- 全体意匠と部分意匠の先後願をどのように処理するか？
- 部分意匠の侵害判断方法及び損害賠償の算定基準？

存続期間（第42条関係）



- 意匠の存続期間の延長：
出願日から「10年」から「15年」に延長

- 存続期間延長制度を導入：
 - ① 出願日から4年を経過し、且つ審査請求から3年を経過した後に登録になった特許権は、請求により**不合理な手続の遅延**について存続期間の延長することができる。
（ただし出願人の理由により遅延した場合を除く）。
 - ② 中国で販売承認を受けた新薬に関する特許権につき、新薬販売承認審査にかかった時間を請求により最大5年延長することができる。
（ただし新薬販売の承認を受けてからの総存続期間は14年を超えてはならない）

開放許諾制度（第50～52条関係）



専利権者



第三者

- 書面により何人にもライセンスする意思を示す声明書をCNIPAに提出
- ライセンス料及び納付方法を明記



CNIPAにより開放許諾を公告

- 専利権者に対し、書面によりライセンスを受けたい旨の通知を行う
- 公告内容に従いライセンス料を納付する



パテントリンケージ（第76条関係）

薬事承認手続



紛争解決手続

- 紛争が発生した場合，申請された医薬品があらかじめ発売医薬品特許情報登録プラットフォームに登録された特許権の特許技術的範囲に含まれるかどうかについて，裁判所に提訴し又は国家知識産権局に裁定を要求することができる。
- 薬事承認審査を行う部門は，裁判の結果に基づき審査を停止するか否かを判断できる。
- 専利法ではパテントリンケージの大枠のみが規定され，具体的な内容については国家薬品監督管理局と国家知識産権局が共同で『医薬品特許紛争の早期解決メカニズムの実施弁法（試行）』を発表し，2020年10月25日までパブコメ募集中。

パテントリンケージ（制度概要）

先発医薬品会社が特許情報登録プラットフォームに自己の特許情報を登録



後発医薬品会社が販売承認申請にかかる医薬品について特許ごとに声明を提出



申請及び声明が公示され、先発医薬品会社は45日以内に提訴または行政裁決



化学医薬品の場合：承認手続は9か月間待機し、判決又は裁定の結果に応じて承認手続を進めるか否かを決定する。

その他の改正点



- 特許を受けられない発明（第25条関係）
「原子核の変換方法により得られた物資」だけでなく「変換方法」そのものにも特許を付与しないこととした
- 技術評価書の提出主体の拡充（第66条関係）
被疑侵害者も技術評価書を自発的に提出できるようになった
- 行政機関の改革に基づく改正（第21条, 第41条, 第45条, 第46条関係）
専利復審委員会が専利局に併合され, 「復審及び無効審理部」となったことに伴う変更
- 職務発明（第6条, 第15条関係）
使用者等による処分権の明確化と従業員に対する奨励方法の拡充（株式・オプション・配当等）
- 優先権証明書提出期限（第30条関係）
特許及び実用新案出願は, 出願時に書面による声明を提出し, 最初の出願日から16か月以内に提出

その他の改正点



- 新規性喪失の例外条件の拡充（第24条関係）

「国に緊急状態または非常事態が発生したときに，公共の利益を目的として初めて公開する場合」を追加

- 信義誠実の原則（第20条関係）

信義則と権利濫用の禁止を明文化し，独禁法との関係を整理

- 消滅時効（第74条関係）

損害賠償と補償金請求権の消滅時効を「2年」から「3年」に延長し
起算日の条件に「加害者を知り又は知り得た」ことを追加

- 意匠出願の国内優先権（第29条関係）

中国における最初の出願日から6か月以内に主張可能

- 仮処分の条件の拡充（第72条関係）

権利の実現を妨害する行為に対して訴訟前に仮処分を請求可能

改正を見据えたアドバイス



- プロパテントを踏まえた知財戦略

- ✓ 今後は権利者にとって一層有利な環境となる（損害賠償、書類提出命令、行政執行力、存続期間、消滅時効、仮処分）
 - ✓ コロナ禍でも中国特許出願件数は増加傾向（2020年上半期は特許同年比5%増、実用新案同年比26%増）
 - ✓ 米中貿易戦争が激化する中、中国は今後も知財大国から知財強国への転換を躊躇なく目指す
 - ✓ 外国企業が被告となるケースが増えており、権利行使を受けるリスクも高まる
- ⇒数と質の両方において競合に負けないようポートフォリオを構築する
- ⇒実施前のクリアランス調査（FTO）が一層重要となる（存続期間延長制度に注意）
- ⇒権利化しない技術については防衛公開を検討するか秘密管理を徹底する

- 意匠権の有効活用

- ⇒部分意匠を活用する。
- ⇒登録が早いし存続期間が長い。
- ⇒遅延審査制度の併用も。

- 財産権としての運用

- ⇒眠っている権利については開放許諾制度の利用を検討（ライセンスによる収益と年金の減免）

知の空は、もっと高い。

NGB